

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年4月から14年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月から16年3月まで

会社を退職した後に国民年金保険料の納付書が届き、母親から保険料の免除申請ができることを聞いたため、妹と一緒に市役所の年金窓口に行った。

その時点で、国民年金保険料の免除申請を行い、免除の対象とならない2か月ないし3か月分の保険料を納付した。

翌年以降も数回は妹と一緒に国民年金保険料の免除申請をしており、未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成12年4月から14年3月について、申立人及び申立人の妹は、国民年金被保険者資格を職権適用により12年2月に取得していることが、オンライン記録により確認でき、申立人と一緒に国民年金保険料の免除申請の手続を行ったとする申立人の妹は、当該期間の保険料が免除されていることが確認できる上、申立人の母親及び申立人の妹は、「国民年金保険料の免除申請を行うため、母親が車に乗せて、申立人と一緒に市役所に向いた。」と具体的に証言していることなどを踏まえると、申立人の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間のうち、平成12年2月及び同年3月について、申立人は、「免除の対象とならなかった2か月ないし3か月の国民年金保険料を、市役所の年金窓口で納付した。」と述べており、申立人が免除の対象とならなかったとする「2か月ないし3か月」は、申立人が免除申請の手続を行ったと推認できる12年5月時点では、過年度保険料となる同年2月及び同年3月分

であったと推認できるところ、申立人が居住する市は、「過年度保険料については収納していなかった。」と説明しており、申立人と一緒に同手続を行った申立人の妹も当該期間の保険料が未納となっていることを踏まえると、申立人は、同市において保険料を納付することができなかったものと考えられ、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、平成 14 年 4 月から 16 年 3 月までについて、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者履歴状況一覧によると、申立人の国民年金保険料については未納と記録されている上、一緒に免除申請手続を行ったとする申立人の妹も未納と記録され、ほかに保険料の免除申請手続が行われたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 12 年 4 月から 14 年 3 月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（18 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 18 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 4 月 1 日まで  
申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額（18 万円）と違っているので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 15 年 5 月から同年 11 月までの期間に係る給与明細書及びA社が保管する申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、標準報酬月額 18 万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（平成 15 年 9 月適用）の決定後の標準報酬月額及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（平成 16 年 4 月 1 日喪失）の標準報酬月額はいずれも 18 万円と記載されている上、社会保険事務所の確認印が押されていることが確認できる。

さらに、このことについて、年金事務所は、「オンライン記録の標準報酬月額が 11 万 8,000 円となっているのは、入力ミスの可能性が高い。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額（18 万円）に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書等から、18 万円に訂正することが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月28日

申立期間当時の給与支払明細書（冬期手当）に記載されている厚生年金保険料に見合う標準賞与額とオンライン記録の標準賞与額が相違しているので、厚生年金保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成17年12月28日付け給与支払明細書（冬期手当）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（60万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤って実際の賞与額より低い標準賞与額（6万円）を届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（60万円）に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月28日

申立期間当時の給与支払明細書（冬期手当）に記載されている厚生年金保険料に見合う標準賞与額とオンライン記録の標準賞与額が相違しているので、厚生年金保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成17年12月28日付け給与支払明細書（冬期手当）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（35万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤って実際の賞与額より低い標準賞与額（3万5,000円）を届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（35万円）に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月28日

申立期間当時の給与支払明細書（冬期手当）に記載されている厚生年金保険料に見合う標準賞与額とオンライン記録の標準賞与額が相違しているため、厚生年金保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成17年12月28日付け給与支払明細書（冬期手当）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（35万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤って実際の賞与額より低い標準賞与額（3万5,000円）を届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（35万円）に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月28日

申立期間当時の給与支払明細書（冬期手当）に記載されている厚生年金保険料に見合う標準賞与額とオンライン記録の標準賞与額が相違しているので、厚生年金保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成17年12月28日付け給与支払明細書（冬期手当）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤って実際の賞与額より低い標準賞与額（2万5,000円）を届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月28日

申立期間当時の給与支払明細書（冬期手当）に記載されている厚生年金保険料に見合う標準賞与額とオンライン記録の標準賞与額が相違しているので、厚生年金保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成17年12月28日付け給与支払明細書（冬期手当）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤って実際の賞与額より低い標準賞与額（3万円）を届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月28日

申立期間当時の給与支払明細書（冬期手当）に記載されている厚生年金保険料に見合う標準賞与額とオンライン記録の標準賞与額が相違しているため、厚生年金保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成17年12月28日付け給与支払明細書（冬期手当）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（35万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤って実際の賞与額より低い標準賞与額（3万5,000円）を届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（35万円）に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月28日

申立期間当時の給与支払明細書（冬期手当）に記載されている厚生年金保険料に見合う標準賞与額とオンライン記録の標準賞与額が相違しているので、厚生年金保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成17年12月28日付け給与支払明細書（冬期手当）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤って実際の賞与額より低い標準賞与額（2万5,000円）を届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月28日

申立期間当時の給与支払明細書（冬期手当）に記載されている厚生年金保険料に見合う標準賞与額とオンライン記録の標準賞与額が相違しているため、厚生年金保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成17年12月28日付け給与支払明細書（冬期手当）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤って実際の賞与額より低い標準賞与額（4万円）を届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（40万円）に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月28日

申立期間当時の給与支払明細書（冬期手当）に記載されている厚生年金保険料に見合う標準賞与額とオンライン記録の標準賞与額が相違しているので、厚生年金保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成17年12月28日付け給与支払明細書（冬期手当）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤って実際の賞与額より低い標準賞与額（2万5,000円）を届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社（B県C市）に勤務し、船員保険の被保険者であったと認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を昭和26年10月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月1日から26年10月1日まで  
昭和19年5月31日にD社（現在は、A社）に機関員として雇われ、29年10月8日に別の会社に移籍するまで継続して勤めた。  
申立期間においては、A社が保有する船舶に乗り組んでいたため、当該期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳、A社から提出された職務経歴表及び被保険者期間履歴表により、申立人が昭和19年5月31日から29年10月8日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和22年12月1日に船員保険被保険者資格を取得後（事業所不明）、24年10月1日に同資格を喪失し、26年10月1日にA社（E県F市）において同資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、A社（B県C市）に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人が同社において昭和24年10月1日に船員保険の被保険者資格を喪失したことは確認できないものの、申立人に係る標準報酬等級が同年8月及び26年7月1日に変更されていることが確認できる上、同年10月1日に同資格を喪失したことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和26年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和24年9月のオンライン記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

## 愛媛厚生年金 事案600

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成14年3月から同年9月までの標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3月1日から同年10月1日まで

A社に専務取締役として勤務し、報酬に変更が無かったにもかかわらず、申立期間に係る標準報酬月額が減額されている。

申立期間の給与は35万円であり、標準報酬月額を給与の額に見合うように訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の賃金台帳等から、申立人は申立期間のうち、平成14年3月から同年6月までの期間及び同年8月に36万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人が勤務していたA社は、平成14年10月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、その直後の同年同月25日付けで、同年3月1日にさかのぼって申立人の申立期間に係る標準報酬月額が36万円から11万円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人から提出された同社の賃金台帳から、申立期間に係る標準報酬月額は36万円であったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時、A社の取締役であったことが商業登記簿謄本から確認できるところ、年金事務所が保管する同社に係る滞納処分票によると、事業主と社会保険事務所の担当者が厚生年金保険料の滞納に関する

る話し合いを行い、同事業主と申立人に係る申立期間の標準報酬月額の見直し届を提出した日に、申立人が話し合いに同席していたことをうかがわせる記載は無い上、同事業主は、「滞納に関する話し合いには、私一人が社会保険事務所に出向いた。会社の資金繰りも私一人が行い、社会保険関係の事務も私が指示していた。」と証言しており、さらに、複数の同社関係者は、「会社の経理等はすべて事業主の指示の下行われていた。」と証言していることから判断して、申立人は当該標準報酬月額の見直しに関与する立場に無かったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、さかのぼって記録の見直し処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録見直しがあったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届出たとおり、平成14年3月から同年9月までは36万円に見直さなければならないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から51年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から51年12月まで  
申立期間において、国民年金と厚生年金の保険料を二重に納付していたが、社会保険事務所(当時)の記録によると、当該期間の国民年金保険料が還付されたことになっている。  
しかし、国民年金保険料の還付を請求したことも、還付金を受け取った記憶も無いので、還付とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立期間の国民年金保険料が納付されたことは確認できるものの、申立期間は厚生年金保険の加入期間であり、当該期間の保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、申立人が居住する町が保管する国民年金被保険者名簿及び特殊台帳には、還付処理されたことが還付対象期間及び還付金額とともに明確に記載されており、この記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する国民年金保険料の還付をうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案 601

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
昭和 44 年 3 月 2 日から 48 年 4 月末まで、A 社（現在は、B 社）C 支店に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録に欠落があることに納得がいかない。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和 44 年 3 月 2 日から 48 年 4 月末まで A 社 C 支店で勤務していたと申し立てているが、申立人が同僚として氏名を挙げた二人は、申立人が同事業所に勤務していたことは記憶しているものの、申立人の同事業所における在籍期間について記憶は明確ではなく、申立人が申立期間において同事業所で勤務していた事実を確認することができない。

また、申立人が A 社 C 支店に勤務していたとする期間のうち、昭和 44 年 3 月 2 日から 46 年 12 月 31 日までは申立人の厚生年金保険と雇用保険の加入記録が確認できるものの、47 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までは厚生年金保険及び雇用保険共に被保険者記録を確認することができない上、申立人の戸籍の附票によれば、申立人は D 県 E 市（現在は、F 市）に同年 1 月 1 日付けで住所を定めていることが確認でき、当該年月日は申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び雇用保険の離職日と一致することから、申立人は、このころ同事業所を退職した可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、昭和 47 年 10 月 1 日付けで G 社 H 支店において雇用保険に加入していることが確認できるが、同日付けで加入している厚生年金保険の事業所名は A 社 C 支店となっていることについて、同事業所における申立期間当時の総務担当者は、「A 社 C 支店は、I 県以外に J 県及び 4 県を管

轄しており、各支店長又は営業所長からの申請に基づき管轄区域の従業員を健康保険に加入させていた。」と証言している。

加えて、B社は、「申立期間当時の資料は残っていないため、詳細は不明である。」と回答している上、申立期間当時におけるA社C支店の経理事務担当者も、「申立人の勤務実態は分からず、また、当時の従業員の厚生年金保険の加入手続等についても覚えていない。」と回答しており、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案 602

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 9 月から 29 年 10 月まで  
申立期間において、A組合（現在は、B組合）で農家に肥料等を配達する運転手として勤務したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A組合の元従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同組合に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B組合は、「当時の資料は廃棄されており、申立てどおりの届出及び保険料控除を行ったかどうかについては不明である。」と回答しており、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、申立人は、「A組合には、昭和 27 年から 29 年ころのうち 7 か月ぐらい勤務した。」と主張しているところ、同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間中に被保険者資格を取得している従業員は 12 人で、このうち証言を得られた 2 人のうちの 1 人は、「入社後、すぐには厚生年金保険に加入していない。」と証言している上、もう 1 人は、「同僚 3 人と一緒に昭和 28 年 4 月に入社した。」と証言しているものの、当該従業員 4 人全員が同年 11 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが同名簿により確認できることから、申立期間当時、同組合は、入社後すぐに従業員を厚生年金保険に加入させていなかった取扱いを行っていたと考えられる。

さらに、A組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が

欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案 603（事案 485 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 1 日から 47 年 6 月 1 日まで  
昭和 46 年 3 月 1 日から現在まで A 協会 B 支部（C 協会）に勤務しているにもかかわらず、オンライン記録によると、厚生年金保険の加入年月日が 47 年 6 月 1 日とされており、納得がいかない。

今回、自分が勤務する C 協会の昭和 47 年度の総会資料（昭和 47 年度予算額）において、社会保険料等の事業主負担は 47 年 4 月から行われていることが確認できるので、この期間だけでも認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る申立てについては、申立人が申立期間において A 協会 B 支部の下部組織である C 協会に勤務していたことは、申立期間当時の同支部の事務担当者及び同僚の証言から推認できるが、当該事務担当者は、「申立人は申立期間において厚生年金保険に加入していなかったため、申立人が勤務していた C 協会から、申立人の保険料を徴収していないし、社会保険事務所（当時）に納付もしていない。」と証言している上、同支部は、「各支所が別個に給与の支払い、保険料控除をしていたため、厚生年金保険料を控除したか、納付したかどうかについては不明である。」と回答しており、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができないこと、及び同支部から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日（昭和 47 年 6 月 1 日）はオンライン記録と一致していること等から、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 12 月 11 日付で年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな資料として、申立人が勤務しているC協会における昭和47年度及び48年度の定例総会資料を提出し、当該47年度定例総会資料（47年度予算額）によれば、社会保険料の事業主負担は昭和47年4月から行われているので、私の厚生年金保険料控除も同年同月から行われている可能性がある旨主張しているが、調査の結果、申立人に係る厚生年金保険料の事業主負担はオンライン記録どおり同年6月から行われていることが同協会の48年度定例総会資料（47年度決算額）からうかがわれる上、同協会の46年度及び47年度定例総会資料（45年度及び46年度決算額）から、46年3月から47年3月までの事業主負担が支出された形跡もうかがえず、申立人は、申立期間について厚生年金保険料の控除は無かった旨供述しており、このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案604

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月1日から52年9月17日まで

社会保険事務所（当時）の記録によると、A社に勤務していた期間のうち、昭和50年6月1日から51年10月1日までの期間、同年10月1日から52年7月1日までの期間及び同年7月1日から同年9月17日までの期間に係る標準報酬月額が、それぞれ11万円、11万8,000円及び15万円とされている。

しかし、給料が11万円であった期間がこのように長くあったとは考えられないし、退職前の1年間は最低でも17万円ないし18万円ぐらいの給料をもらっていたと思うので、申立期間について、標準報酬月額を給料に見合った額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録は、昭和50年6月1日から51年10月1日までは11万円、同年10月1日から52年7月1日までは11万8,000円、及び同年7月1日から同年9月17日までは15万円とされているところ、申立人は、給与明細書等の資料は無いものの、給料が11万円であった期間がこのように長くあったとは考えられない上、退職前の1年間は最低でも17万円ないし18万円ぐらいの給料をもらっていたと思うので、標準報酬月額を訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、A社は、平成12年11月26日に厚生年金保険の適用事業所で

はなくなっており、既に事業主も亡くなっている上、同社の元経理担当者から聴取しても、「申立人への給与支給額は覚えていない。会社としては、社会保険の手続きは適正に行っていたと思う。」と述べており、申立てに係る事実を確認することはできない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、標準報酬月額が訂正された形跡は認められない上、申立期間当時、同社に勤務していた事業主を含む社員12人の標準報酬月額の推移をみても、特段の不自然さは見受けられない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。